

フィードバック文書

監査報告に関する基準の適用後レビュー（PIR）



2021年6月

IAASB

International Auditing
and Assurance
Standards Board

本フィードバック文書の目的

2015年1月、IAASBIは、監査報告書の情報伝達手段としての価値と目的適合性を高めることを目的とし、新規及び改訂版の監査報告に関する基準¹を公表した。さらに2015年4月にも、その他の記載内容に関連する監査人の責任に対応したISA 720（改訂）²を公表した。これらの基準の重要性及び監査人と監査報告書の利用者間のコミュニケーション改善の重要性を踏まえ、IAASBIはこれらの新基準及び改訂基準の適用後レビュー（PIR）を実施した。

本フィードバック文書は、監査報告に関する基準の適用後レビューに関する利害関係者調査に寄せられた主要なテーマを要約したものであるが、当該調査に回答した利害関係者の見解に加え、2020年9月にIAASBI主催で開催したラウンドテーブルで得られたフィードバックの内容が含まれる。監査報告に関する基準の適用ワーキンググループ（ARIWG）は、本文書に記載されているフィードバック、その他の情報収集活動から得たインプット、及び**2021年2月開催の四半期中旬のIAASBIボード会議**で共有された審議会の見解に基づき、監査報告の適用後レビューに関するIAASBIへの提言を作成する。

IAASBIは、監査報告に関する当審議会の取組みに、多大な関心が寄せられていることを歓迎し、示唆に富んだ有益なフィードバックを得られたことに感謝の意を表したい。

IAASBIの監査報告に関する情報源

IAASBIは、新規及び改訂版の監査報告に関する基準の導入を支援するために、様々な関連資料や規範性のないその他資料（リンクはこちら）を作成し、当審議会のウェブサイトで公開している。



監査報告に関する結論の根拠



監査報告に関する新基準の概要



監査報告に関する新基準：ファクトシート



監査上の主要な検討事項



監査上の主要な検討事項の決定と報告



継続企業に関する監査報告書



情報量が向上した監査報告書



新しい監査報告報告書：ISAとPCAOB基準の比較



新しい監査報告書に関するQ&A



監査上の主要な検討事項の例示

1 新規及び改訂された監査報告に関する基準は以下のとおりである。ISA 700（改訂）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、ISA 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」、ISA 705（改訂）「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」、ISA 706（改訂）「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」、ISA 570（改訂）「継続企業」、ISA 260（改訂）「監査役等とのコミュニケーション」、及び他のISA基準への適合修正

2 ISA 720（改訂）「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

3 新規及び改訂された監査報告に関する基準、及びISA 720（改訂）は、2016年12月15日以後終了する事業年度に係る監査から適用される。一部の国又は地域では、基準の適用日が異なる場合がある。

目次

IAASB議長からのメッセージ	4
セクション I – 回答者の概要	5
セクション II – 監査報告に関する基準への支持	6
セクション III – 監査上の主要な検討事項	7
セクション IV – 継続企業	9
セクション V – 監査報告書のその他の記載内容区分	10
セクション VI – 監査報告書のその他の項目	12
セクション VII – 要求される事項以上の情報	13
セクション VIII – その他業務に関する保証報告書	14
セクション IX – フィードバックから得られた概観的な考察	14
セクション X – 今後の進め方	15

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は独立した国際的な基準設定機関であり、グローバルで一般に公正妥当と認められる質の高い国際基準を設定することによって、公益に奉仕している。

IAASBは、基準設定に当たって複数の利害関係者のインプットを取り入れた厳格なプロセスを採用しており、これには、IAASBの諮問・助言グループ、国際会計士連盟（IFAC）の関連委員会、職業会計士団体、規制・監督機関、企業、各国基準設定主体（NSS）、政府機関、投資家、作成者及び一般市民からの意見が含まれる。

IAASB議長によるメッセージ

投資家をはじめとする利害関係者からのより有益な監査報告書を求める声に応じて、IAASBは監査報告に関する基準の大幅な改訂を行いました。その際、IAASBは、監査人と投資家、及び経営者とガバナンスに責任を有する者の間のコミュニケーションを強化するために、「監査上の主要な検討事項」の要求事項を追加しました。IAASBの目的は、監査報告書の透明性及び情報価値を高め、財務諸表に対する利用者の信頼性を高めるというシンプルなものでした。

監査報告書は、監査した財務諸表の利用者に対し、監査プロセスの結果を伝える主たる伝達手段です。監査報告に関する基準の適用後レビューのための利害関係者調査では、投資家を含む世界中の様々な利害関係者の方々からご意見をいただきました。当フィードバックは、IAASBにとって、改訂内容が一貫して理解され、実施されているかどうかを評価するための重要な情報源であり、更なる取組を検討する際の参考になります。



グローバルの利害関係者から、監査報告書の改善に対する支持の声が寄せられました。利害関係者の注目を集めたのは、監査上の主要な検討事項、継続企業及びその他の記載内容の3点でした。IAASBは現在、継続企業に関する監査基準の的を絞った変更を検討するプロジェクトを進めており、今回の利害関係者調査で得られた継続企業に関するインプットは非常にタイムリーなものです。

また、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に係る国際会計士倫理基準審議会（IESBA）のプロジェクトについて、引き続き同審議会と緊密に連携し、IESBAの提案や動向がIAASB基準に及ぼし得る将来的な影響を検討します。監査報告書は、企業が社会的影響度の高い事業体である場合に、より高い透明性を達成するための適切な仕組みであると考えられます。

企業とその経営者、ガバナンスに責任を有する者、投資家、規制当局など、全ての利害関係者が外部報告の改善において重要な役割を担っていると考えます。本フィードバック文書は、適用後レビューの一環として、寄せられた重要かつ建設的なインプットを認識し、IAASBの審議に反映させる主要なポイントを明確にするために作成されたものです。

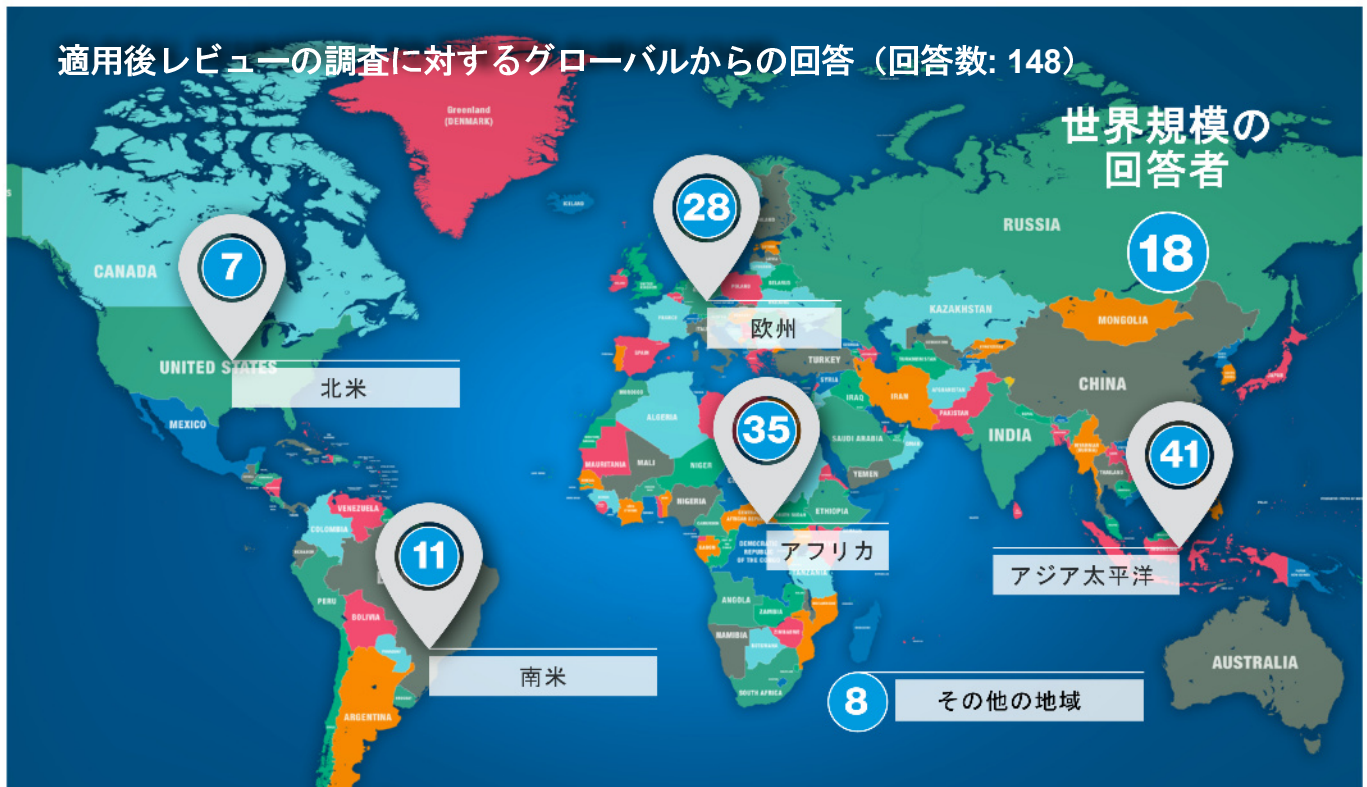
A handwritten signature in blue ink that reads "Tom Seidenstein". The signature is fluid and cursive, written on a light-colored background.

IAASB議長

Tom Seidenstein

I. 回答者の概要

オンラインで行われた**利害関係者調査**では、**2020年11月23日**までコメントを受け付け、最も関連性のあるインプットを提供できる様々な利害関係者グループを対象とした条件付きの質問が含まれた。**48**の国又は地域の幅広い利害関係者から回答を得た。**IAASB**のオンライン調査への参加を促すため、利害関係者が域内で更なるアウトリーチ活動を行ったケースもある。



監査報告に関する適用後レビューに関連する利害関係者調査及びその他の情報収集活動から得られた主なテーマやフィードバックは、2021年2月に開催された審議会で審議された（詳細については、以下のIAASBの討議内容を参照）。



論点ペーパー



記録動画

利害関係者グループ

[本調査における質問は、以下の各グループに対して個別に提示された]

	No.
投資家及び財務諸表その他の利用者	13
規制当局及び監査監督機関	9
作成者及びガバナンスに責任を有する者（TCWG）	20
各国基準設定主体（NSS）及び職業会計士団体（PAO）	26
業務実施者、監査人、監査法人	80

また、適用後レビューの目的や新規及び改訂された監査報告に関する基準のグローバルでの適用状況については、**プロジェクト・アップデート（2020年1月）**も参照

II. 監査報告に関する基準への支持

広範なメリット

- コミュニケーションや情報のギャップが縮小することで、企業の財務報告リスクに対する洞察が深まる。
- 実施された監査の透明性が向上する。
- 監査報告書の目的適合性と情報価値が向上する。
- 経営者及びガバナンスに責任を有する者との議論の焦点がより定まり強固なものになる。
- 開示を含む財務報告が改善される。



「今日の報告書は、以前の報告書に比べて確実により充実したものとなっている。監査に関連する特定の事項や実施した作業の範囲について、一般の利用者により幅広い見解を提供している。」



最も有益な強化点

- 監査上の主要な検討事項（KAM）によるコミュニケーション
- 監査報告書の表示方法の見直し（監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載する）
- 「継続企業に関する重大な不確実性」に関して独立した区分を新設

IAASBが設定した目的が達成された証拠

- 全ての利害関係者グループ（及びその他の情報源）に対して一貫したメッセージを提供
- 全ての強化点に対する幅広い支持

以下の各項目に対して、強化された監査報告書で提供される情報が「非常に有用」又は「有用」と認められた

調査対象：全ての利害関係者

監査上の主要な検討事項（当年度の財務諸表の監査において最も重要であった事項）

監査報告書の表示方法の見直し（監査意見を冒頭に記載、その後に意見の根拠区分を記載することが求められる）

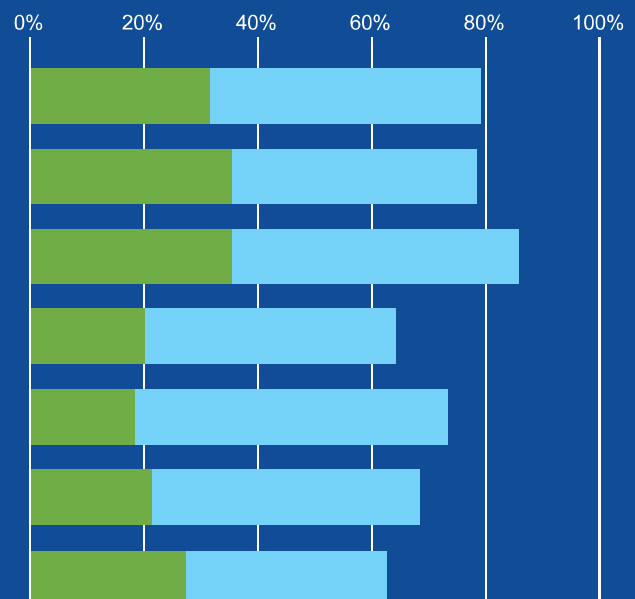
該当する場合、「継続企業に関する重大な不確実性」という見出しを付した独立した区分を設ける

監査人の独立性及び関連する倫理上の責任の遂行に関する誓約的陳述、並びに監査に関連する職業倫理に関する規定の特定

監査人、経営者及びガバナンスに責任を有する者のそれぞれの責任に関する記述

該当する場合は、「その他の記載内容」の区分を設け、記載内容に関する監査人の責任と作業について説明する

監査責任者の氏名



III. 監査上の主要な検討事項

新規及び改訂された監査報告書では、監査上の主要な検討事項（KAM）の区分を設けた。KAMIは、当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項をいう。



利害関係者から寄せられた KAMに関する意見

「KAMを導入した結果、監査人、経営者及びガバナンスに責任を有する者の間のコミュニケーションが強化され、より強固なものになった。」



総論

- 全利害関係者グループからの幅広い支持を得た。



投資家

- 監査の透明性が高まった。
- 監査人のリスクの高い領域への重点的な取組に対し信頼感が高まった。
- 財務諸表に開示されている事項に対する信頼性が高まる。
- 企業に多くの間接的便益（内部統制の強化、リスク管理の改善、新たなリスクの特定、リスク削減計画など）をもたらす。



作成者及び ガバナンス に責任を有 する者

- 経営者及びガバナンスに責任を有する者に重要な情報を提供する。
- リスク評価の高い領域、重要なリスク、重要な判断及び見積りの不確実性に関する領域について、監査人が経営者及びガバナンスに責任を有する者と早期にかつ継続的に対話できる。
- 財務諸表や特にKAMに関連する開示内容の理解を容易にし、開示の質を高める。



NSS、PAO 及び監査人

- 監査報告書の情報伝達手段としての価値を高める。
- 監査について報告書の利用者の理解を深める。
- 高く評価され、監査プロセスに組み込まれている。

監査上の主要な検討事項 – 利害関係者の意見（続）



「KAMは、その内容が企業固有のものであるときに最も有用である。」

KAM区分、継続企業に関する重大な不確実性の区分、強調事項区分、その他の事項区分の違い

KAMに対する課題

- KAMについて情報量を高めつつも簡潔に記述する。
- 定型的な表現を避ける
- KAMでは常に「最新」の情報を提供し、毎年更新する。



- 監査報告書のこれらの項目感における重複や関連性が必ずしも明確ではない。
- 利用者が適切に理解するには相違点が複雑すぎる。
- 危機的な状況における継続企業の前提に関するコミュニケーションには明確が必要である。



ISA 701⁴に基づき、監査人は、なぜその事項がKAMに該当するのか、当該事項が監査でどのように対応されたか等の必須記載事項に加えて、当該事項に関する監査手続の結果又は主要な観察事項についての情報を報告する場合がある。またIAASBの基準では現在、上場企業の監査の場合のみ監査報告書へのKAMの記載が要求される。法制上の義務により、上場企業以外の企業の監査において監査人がKAMを報告することが求められることも想定される。

KAMに関する監査手続の結果又は主要な観察事項の記載

- 様々な意見があり、一部の投資家や規制当局の回答者の間では当該情報の記載がより支持された。
- 監査手続の結果や観察事項の記載がなければKAMは確定的ではなく不完全であると思われるため、これらを有用と考える人もいた。
- 財務諸表の個別の表示項目について「断片的な」意見が出るリスクを懸念する意見もあった
- 監査人や監査法人のネットワークによって、KAMに関する監査手続の結果や観察事項の報告の仕方に一貫性がないことが指摘された。

上場企業以外の企業のKAMによるコミュニケーション

- 大会社等（PIE）に対するKAMの強制適用を支持はするものの、強制の程度は各国の法令等の要求次第のままとし、ISAの焦点を引き続き上場企業にとどめることを強く希望
- 大会社等以外の企業にとっては、コストがメリットを上回ると考えられたため、KAMの適用を大会社等以外にも拡大することへの幅広い支持が得られなかった。
- 金融機関、規制対象企業、NGO（又は国若しくは地域の類似組織）、ドナー資金によるプロジェクトに対しKAMの適用を要求することを支持する回答者もいた。

4 ISA 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」

IV. 継続企業

継続企業に関する改訂基準で求められる「継続企業に関係する重大な不確実性」の区分の新設は、特に多くの企業が新型コロナウイルス感染症拡大に関連する不確実性に直面している現在の状況下では、回答者にとって有用であるとみなされた。回答者は、従来は強調事項区分に記載されていたが、独立した区分を設けることで、監査報告書の中で重大な不確実性がより強調され、視認性が高まると回答している。これは、現在の継続企業に関する事項が利用者の信頼に大きな影響を与えることを考えると適切である。

- 回答者は、情報開示の適切性と包括性を確保するために、経営者とガバナンスに責任を有する者が更なる説明責任を果たすことが重要であると考えている。
- 経営者による継続企業の評価に関する監査人の手続について、監査報告書に追加情報を記載すべきかどうかは意見が分れた。
- 課題が残ると考えられる点
 - 「継続企業に関係する重大な不確実性」区分の内容が「強調事項」とどう違うのか、幾分不明瞭である。
 - KAMへの対応方法の記載と同様に、「継続企業に関係する重大な不確実性」区分に、当該不確実性に監査人がどのように対応したかを記載するよう求める意見もある。

IAASBには、ISA 570（改訂）⁵への的を絞った修正を検討している継続企業に関する独立した作業グループがある。継続企業ワーキンググループは、2021年冒頭に活動を開始し、監査報告に関する適用後レビューの結果も踏まえてその取組を進めていく。継続企業に関する監査報告の影響についての検討は、IAASBのディスカッション・ペーパー「財務諸表監査における不正及び継続企業：財務諸表監査における監査人の役割に関する一般認識と監査人の責任の間の相違に関する研究」に対する回答者のフィードバックによって強化していく。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響

利害関係者調査では、新型コロナウイルス感染症拡大による課題や影響についても意見を求めた。利害関係者は、現在の新型コロナウイルス感染症拡大に関連する不確実性により、新たな監査報告書が「テスト」され、結果として、監査報告書の進化が期待されると述べた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、他にも次のようなフィードバックが寄せられている。

- 包括的に評価するには時期尚早
- 場合によっては範囲が限定される。
- 監査リスクが高くなり、KAMの報告に時間がかかる。

IAASBの新型コロナウイルス感染症に関する情報源



監査上の考慮事項



監査報告



継続企業



期中報告



後発事象

5 ISA 570（改訂）「継続企業」

V. 監査報告書のその他の記載内容区分

ISA 720（改訂）によれば、「その他の記載内容」とは、企業の年次報告書に記載される財務情報と非財務情報（財務諸表及びそれに対する監査報告書を除く。）をいう。これには、例えば、取締役会報告書、監査委員会報告書、コーポレート・ガバナンス・ステートメント、経営者による説明（マネジメントコメントリー）が含まれる。年次報告書にその他の記載内容が含まれている場合、監査報告書には「その他の記載内容」区分を設け、その他の記載内容については経営者が責任を負う旨、その他の記載内容の特定、監査意見の対象にその他の記載内容は含まれない旨、監査人の責任に関する説明、監査人が報告すべき事項はない旨、又は監査人がその他の記載内容に未修正の重要な虚偽表示があると結論付けた場合の当該未修正の重要な虚偽表示の内容を記載することが求められている。

その他の記載内容区分の有用性の度合いは 利害関係者グループによって異なる

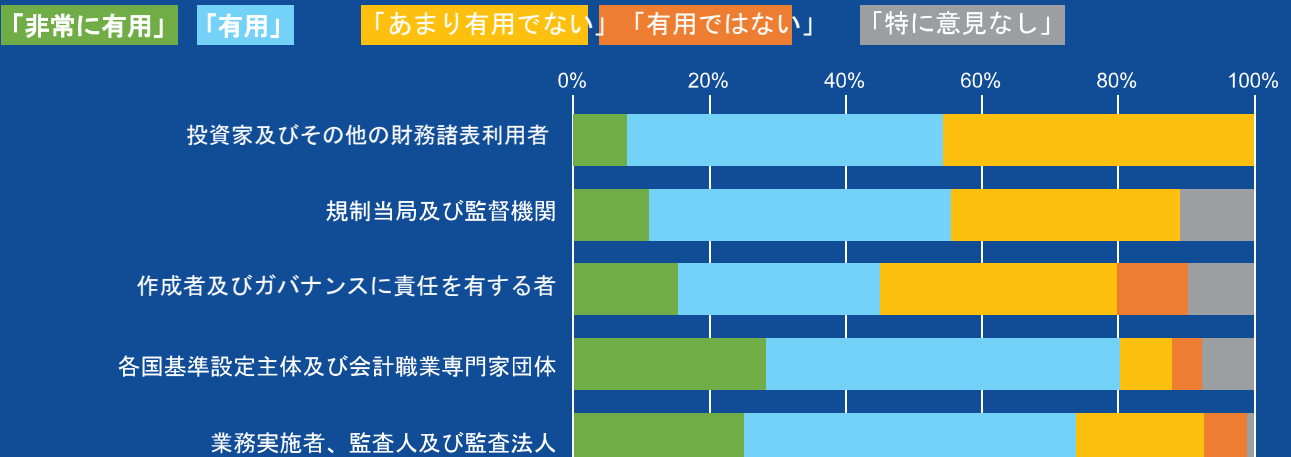
「非常に有用」又は「有用」の根拠

- その他の記載内容に対する監査人の責任を含め、監査の範囲を明確にするのに役立った。
- 監査人が年次報告書に含まれる全ての情報を監査したと考える、監査に対する社会からの期待とギャップが生じる可能性が縮小した。
- その他の記載内容区分を監査人の意見とKAMの後に記載することで、その他の記載内容をより区別しやすくなった。

「あまり有用でない」又は「有用ではない」の根拠

- 財務諸表と整合しないの可能性に関する言及を除き、一部の利害関係者にとって付加価値がないと思われた。
- 役に立つかどうかは、監査報告日時点での「その他の記載内容」の時期と利用可能性による。
- この区分は全体的な監査意見との関連を十分に理解していない利用者にとっては多少分かりにくい。
- その他の記載内容の内容が不明確で、監査報告書において識別される方法が単調である。

その他の記載内容の有用性の程度



監査報告書のその他の記載内容区分（続）

その他の記載内容に関する検討に対する利害関係者の視点



規制当局

- 「その他の記載内容」区分に関して多くの所見を示していない。
- 未監査の「その他の記載内容」に含まれる非財務情報を利用者が信頼してしまうリスクがあるとの懸念がある。



NSS及びPAO

- 各国又は地域における適用に関して重大な課題があり、N各国基準設定主体との継続的な調整を含め、更なる適用ガイダンスが求められる。
- 報告企業が発行する経営者による報告書の種類が多いため、その他の記載内容の特定が非常に困難である。



監査人

- 監査人は、基準に重大な適用上の課題があると指摘し、更なる明確化と指針を求めた。
- その他の記載内容がどういったものから構成されるか（すなわち、何が「年次報告書」とみなされるか）を識別し、その網羅性を満たすことが困難である。
- 監査報告書日時点でその他の記載内容の情報が入手できない場合の「その他の記載内容」区分の記載方法が統一されていない。

監査意見の対象にその他の記載内容が含まれないことが明確かどうかについては、意見が分かれた。

- 投資家にとって不明確で、それによってこの区分のコミュニケーション上の価値に疑問が生じることがある。
- 利用者によって、その他の記載内容に対する保証の範囲に関する印象が大きく異なる可能性がある。

- 「監査人が報告すべき事項はない」旨の記述は、一部の利害関係者から保証に関する陳述を構成すると解釈される可能性がある。
- この区分の配置（報告書半ばにある監査意見に近い）により、利用者が当該情報は監査済みであると認識する可能性がある。

VI. 監査報告書のその他の項目

監査報告書の表示方法の見直し

- 表示方法の変更、特に監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載することにに対し幅広い支持を得た。
- 読者に重要な背景を提供する。
- 最も関連性の高い情報を見つけやすくなった。

監査人の独立性及び他の倫理上の責任に関する肯定的陳述

- 監査報告書の重要な一部とみなされている。
- 監査人の独立性に関する誓約内容を拡大すべきという提案が複数あった（例えば、禁止される非監査証明業務を行っていないことの確認など）。

監査人、経営者及びガバナンスに責任を有する者の各々の責任についての記述

- 有用なセクションであるが、冗長な段落や、専門的な用語が含まれることへの懸念があった。
- 全ての監査報告書に繰返し記載される企業に特有でない情報によって、利用者から有用でないと受け取られる場合がある。

監査責任者の氏名

- 複数の国・地域ですでに義務化されているため、必ずしも「変更点」とはみなされない。
- 監査報告書の署名者が監査責任者と異なる場合もある。

VII. 要求される事項以上の情報

利害関係者調査では、監査報告書に特定の追加的な情報を記載することが、実施された監査の理解を更に深める上で有用であるかどうか、また、追加的な情報の記載が必須ではない場合、そういった情報を求める声があるかどうかについて、利害関係者の意見を調査した。この調査では、監査人が監査を実施する際に適用した重要性、監査の範囲（監査人のアプローチ）及び監査のその他の側面に関する情報の記載に重点が置かれた。



重要性と監査範囲



監査のその他の側面

賛否両論:

- 投資家、規制当局、作成者及びガバナンスに責任を有する者は、重要性と監査の範囲を含めることが有用又は非常に有用と考えている。
- NSS、PAO及び監査人は、それぞれの国・地域において、重要性と監査範囲に関する追加的な情報の記載が必須ではない場合、その記載を求める声は限定的か、全くないと回答した。

- より多くの適用後の実践体験が必要であり、更なる変更を提案するのは時期尚早であるとする意見があった。
- 既存の「期待ギャップ」を考慮して、不正に関する監査人の対応についてのコミュニケーションを検討することを支持する意見もあった。
- サステナビリティやリスク報告など、財務諸表以外の情報ニーズを改善する余地がある。

重要性

- 利害関係者からは技術的な概念とみなされている。
- 重要性の概念が単一の数値のみに焦点を当てている場合、利用者に混乱又は不当な懸念を引き起こす可能性がある。

監査範囲

- 監査範囲に関するコミュニケーションは、監査事務所の選好に基づき決定され则认为られる。
- 「期待ギャップ」⁶を縮小するのに役立つ。

「情報を追加するのではなく、既存の内容を利用者にとってより興味深く読みやすいものにすることが望ましい。」



⁶ IAASBのディスカッション・ペーパー「財務諸表監査における不正と継続企業：財務諸表監査における監査人の役割に関する一般認識と監査人の責任の間の相違に関する研究」の10～13ページを参照のこと。

VIII. その他業務に関する保証報告書

IAASBは、その他の種類の業務に関する保証報告書⁷に、財務諸表監査に関する監査報告書と同様の項目を含めるべきかどうかについて、利害関係者の意見を求めた。関心の高い分野としては、報告書の構成（監査意見、結論を冒頭に記載）や、当該業務の文脈においてKAMIに相当する主要な検討事項のコミュニケーションなどが挙げられる。

他の業務に関する保証報告書にKAMIを記載することに関する懸念

- 限定的保証業務に対しKAMIが報告される場合、利用者は、より高い水準の保証が提供されていると不適切に認識する可能性がある。
- こういった種類の業務では、コストがメリットを上回る可能性がある。
- その他の保証業務と財務諸表の監査の区別を維持する必要がある。
- その他の種類の業務の保証報告書に以下の一定の項目を採用することを支持する意見があった。
 - 意見、結論を冒頭に記載
 - 監査責任者の氏名
 - 監査人の独立性その他の倫理上の責任に関する陳述
- レビュー業務については、「継続企業に関する重大な不確実性」という見出しを付した独立した区分を設ける。

IX. フィードバックから得られた概観的な考察



- 全ての利害関係者が有益な報告と業務を支持している。
- 監査報告に関する基準の今後の変更について
 - IAASBは、継続的改善のため引き続き機動的に対応すべきである。
 - 長期間のプロジェクトを組むのではなく、（正当な理由がある場合は）的を絞った改善を行う。
 - 他のIAASBプロジェクトを参考に、合意された変更の適用タイミングを検討し、比較的短期間でより多くの変更を適用する際の利害関係者の処理能力を検討する。
- 適用後の経験を継続して考慮する。
- 世界各国で異なる監査報告制度の整合性と一貫性を確保するために一層の努力が必要である。

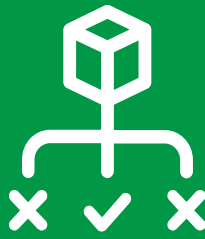
⁷ ここでは、レビュー業務（期中財務情報のレビューを含む。）及びその他の保証業務（温室効果ガス排出量算定報告書の保証など）からなるその他の業務を指す。

X. 今後の進め方



引き続き世界の動向を注視

特に、強化された監査報告に関する基準を最近になって適用した国や地域での動向に着目する。



他の作業グループとの連携

- IAASBの継続企業と不正のワーキンググループ
- IESBA⁸の社会的影響度の高い事業体タスクフォース



次のステップ

- ARIWGは2021年第1四半期に、利害関係者調査やその他の情報収集活動で得られた回答及び審議会からのインプットを更に分析し審議する。
- 2021年第3四半期にIAASBが検討するための提言を作成する。

8 国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants)

IAASB

IAASBの運営をサポートする構造とプロセスは、国際会計士連盟（IFAC）によって支援されている。

IAASB及びIFACは、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ、他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

国際監査基準、国際保証業務基準、国際レビュー業務基準、国際関連サービス基準、国際品質管理基準、国際監査実務ノート、公開草案、コンサルテーション・ペーパー、その他のIAASB公表物は、IFACが公表し、その著作権を有する。

著作権© 2021年6月 IFAC 無断複写複製を禁ずる。

本公表物は、公開によって最大限のフィードバックを得られるように、以下のような著作権情報を明記することを条件として複製が許可されている。

「著作権© 2021年6月 国際会計士連盟（又はIFAC）無断複写複製を禁ずる。IFACの許可を受けて使用すること。本公表物は、公開によって最大限のフィードバックを受けられるように複製が許可されている。」

「International Auditing and Assurance Standards Board」、「International Standards on Auditing」、「International Standards on Assurance Engagements」、「International Standards on Review Engagements」、「International Standards on Related Services」、「International Standards on Quality Control」、「International Auditing Practice Notes」、「IAASB」、「ISA」、「ISAE」、「ISRE」、「ISRS」、「ISQC」、「IAPN」、IAASBのロゴは、米国及びその他の国で登録されたIFACの商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権、商標及び許可情報については、許可申請ページにアクセスするか、permissions@ifac.orgまで問い合わせること。

IAASB

International Auditing
and Assurance
Standards Board



@IAASB_News



@International Auditing and Assurance Standards Board



@International Auditing & Assurance Standards Board

529 Fifth Avenue, New York, NY 10017
T +1 (212) 286-9344 F +1 (212) 286-9570
www.iaasb.org

2021年6月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「フィードバック文書：監査報告に関する基準の適用後レビュー」は、2021年11月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

FEEDBACK STATEMENT : AUDITOR REPORTING POSTIMPLEMENTATION REVIEWの英語文® 2021年6月 国際会計士連盟（IFAC） 無断複写複製を禁ずる。
フィードバック文書：監査報告に関する基準の適用後レビューの日本語文® 2021年11月 国際会計士連盟（IFAC） 無断複写複製を禁ずる。
原題：FEEDBACK STATEMENT : AUDITOR REPORTING POSTIMPLEMENTATION REVIEW ISBN: -

本公表物の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、permissions@ifac.orgへ問合せの上、許可を得なくてはならない。